

衆議院 衆議院

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会議録 第三号

平成二十五年十一月十四日(木曜日)

午後一時開議

出席委員

委員長 保岡 興治君

理事 赤澤 亮正君 理事 大塚 拓君

理事 原田 義昭君 理事 大塚 善徳君

理事 山口 俊一君 理事 大塚 善徳君

理事 浦野 靖人君 理事 大塚 善徳君

理事 あべ 俊子君 理事 大塚 善徳君

理事 井野 俊郎君 理事 大塚 善徳君

理事 石崎 徹君 理事 大塚 善徳君

理事 大串 正樹君 理事 大塚 善徳君

理事 白須賀貴樹君 理事 大塚 善徳君

理事 田所 嘉徳君 理事 大塚 善徳君

理事 中村 裕之君 理事 大塚 善徳君

理事 比嘉奈津美君 理事 大塚 善徳君

理事 藤井比早之君 理事 大塚 善徳君

理事 宮川 典子君 理事 大塚 善徳君

理事 山田 美樹君 理事 大塚 善徳君

理事 小川 淳也君 理事 大塚 善徳君

理事 奥野総一郎君 理事 大塚 善徳君

理事 玉木雄一郎君 理事 大塚 善徳君

理事 坂元 大輔君 理事 大塚 善徳君

理事 井上 義久君 理事 大塚 善徳君

理事 井出 庸生君 理事 大塚 善徳君

理事 玉城デニー君 理事 大塚 善徳君

議員 逢沢 一郎君

議員 うえの賢一郎君

議員 大口 善徳君

議員 北側 一雄君

議員 安田 充君

議員 細谷 芳郎君

議員 政府参考人

議員 (総務省自治行政局選挙部長)

議員 衆議院調査局第二特別調査室長

委員の異動
十一月十四日

辞任

あべ 俊子君

安藤 裕君

井野 俊郎君

長坂 康正君

務台 俊介君

小川 淳也君

同日

辞任

赤枝 恒雄君

今枝宗一郎君

比嘉奈津美君

宮崎 謙介君

山田 美樹君

玉木雄一郎君

同日

辞任

福山 守君

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

補欠選任

今枝宗一郎君

山田 美樹君

宮崎 謙介君

比嘉奈津美君

赤枝 恒雄君

玉木雄一郎君

同日

補欠選任

務台 俊介君

あべ 俊子君

福山 守君

井野 俊郎君

安藤 裕君

小川 淳也君

同日

補欠選任

長坂 康正君

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

公職選挙法の一部を改正する法律案
(本号末尾に掲載)

○逢沢議員 ただいま議題となりました公職選挙法の一部を改正する法律案につきまして、自由民主党及び公明党を代表いたしまして、その趣旨及び内容を御説明申し上げます。

まず、本法律案の趣旨について御説明申し上げます。

現在、都道府県議会議員の選挙区については、法律の規定により、郡市の区域によるとされ、また、指定都市においては、区の区域によるとされております。

しかし、現在、郡には行政単位としての実質がなく、さらに、市町村合併の進行により、地域代表の単位としての郡の存在意義が大きく変質していることから、町村に係る選挙区については、郡の区域にかかわらず、条例で任意に定めることができるものとするのが適当であります。

また、指定都市の区に係る選挙区についても、市域内に複数の選挙区は残すものの、基本的には条例で定めることとするのが適当であります。

そこで、都道府県議会議員の選挙区について、一定の要件のもとで、市町村を単位として条例で定めることができるようにするとともに、指定都市の区域においては、二以上の区域に分けた区域を選挙区の単位としようとするのが、本法律案の趣旨であります。

なお、全国都道府県議会議員会長からも、都道府県議会議員の選挙区について、全国的に守られるべきルールを明らかにした上で、地域の実情を踏まえて、都道府県が条例で自主的に選挙区を規定することができるような法改正を求める要請があったところであります。

次に、本法律案の主な内容につきまして、その概要を御説明申し上げます。

第一に、都道府県議会議員の選挙区は、一、一の市の区域、二、一の市の区域と隣接する町村の区域を合わせた区域、三、隣接する町村の区域を合わせた区域のいずれかによることを基本とし、条例で定めることとしております。

第二に、各選挙区は、その人口が都道府県の人口を都道府県の議会の議員の定数で除して得た数、すなわち議員一人当たりの人口の半数以上になるようにしなければならないこととしております。

この場合において、一の市の区域の人口が議員一人当たりの人口の半数に達しないときは、隣接する他の市町村の区域と合わせて一選挙区を設けるものとするとしております。

第三に、一の市の区域の人口が議員一人当たりの人口の半数以上であっても議員一人当たりの人口に達しないときは、隣接する他の市町村の区域と合わせて一選挙区を設けることができることとしております。

第四に、一の町村の区域の人口が議員一人当たりの人口の半数以上であるときは、当該町村の区域をもつて一選挙区とすることができることとしております。

第五に、指定都市に対し、これらの規定を適用する場合における市の区域は、当該指定都市の区域を二以上の区域に分けた区域とし、この場合においては、区の区域を分割しないものとするとしております。

第六に、施行期日等についてであります。この法律は、次回の統一地方選挙から適用することを想定し、平成二十七年三月一日から施行することとしております。また、施行日の前日における選挙区で隣接していない町村の区域を含むものがあるときは、当該選挙区に係る区域の変更が行われるまでは、その区域をもつて一選挙区とするこ

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

公職選挙法の一部を改正する法律案(逢沢一郎君外五名提出、第百八十三回国会衆法第四一

号)

○保岡委員長 これより会議を開きます。

第百八十三回国会、逢沢一郎君外五名提出、公職選挙法の一部を改正する法律案を議題といたします。

提出者より趣旨の説明を聴取いたします。逢沢一郎君。

とができることとしております。

最後に、本改正が行われた後も、各都道府県における現在の選挙区割りをもっと維持することのできる制度となつておりますことを付言しておきます。

以上が、本法律案の趣旨及び内容でございます。

何とぞ、御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○保岡委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○保岡委員長 この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として総務省自治行政局選挙部長安田充君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○保岡委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○保岡委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。篠原孝君。

○篠原委員 民主党の篠原孝でございます。二十五分ほど時間をいただきまして、大事な法案について質問させていただきたいと思ひます。

皆様方のお手元に、資料、結構時間がかかりましてつくつてありますので、ちよつとこれを皆さんになりながら質問を聞いていただきたいと思ひます。

まず、総務省の方にお伺いしたいと思ひます。今、提出者の逢沢さんからもありましたけれども、その実体がもうなくなつていた、それにもかかわらず、郡で縛つて合区ができないようにしておいた、そのまま放置しておいたというのは、私はよくないことじゃないかと思つております。

公職選挙法は政治にかかわることだから、マターだからというふうに、政治家に丸投げしたよ

うな感じでもつて、総務省にちゃんと選挙部があつて立派な方々がおられるというのに、なかなか主體的に内閣提出案として公職選挙法の改正案が出てこない。

私は、定数の削減とかそういうポリティカルなマターは、我々政治家が議論して決めればよいことで、内閣が提出するようなものではないと思ひますけれども、技術的なこと、当然のこと、そういうものは、総務省がちゃんと責任を持つて考へて、内閣提出でもつてやつてこなければいけないことじゃないかと思つております。これも、それに当たるんじゃないかと思ひます。

ほかに、長らく倫選特におられる方は御存じだと思いますが、電子投票法というのがあります。衆議院でもボタンでもつて採決を決めようじゃないかと言つているとき、あるいは、参議院はもう既にやつていられる。それを、自書式じゃなくちや絶対だめだと言つていられる。そして、都道府県知事選以下の選挙は試験的に電子投票でやるのは許すけれども、国政選挙は一切まかりならぬというふうになつていられるわけですね。それは余りにもかわいそうだ。

きようはおられませんが、岡田さんの地元の日田市なんかは、とつと昔から、市長選挙以下、電子投票でやつていられるので、開票があつという間に済むんです。岡山県も、新見市がずつと前からやつていられる。なぜ、そんなことができないのか。僕は怠慢だと思ひますけれども、総務省はこの点についてどう考へておられるでしょうか。

○安田政府参考人 まず、郡についてでございますけれども、これにつきましては、大正十二年に自治体としての郡、それから、大正十五年に郡長、郡役所が廃止されまして、以後、地理的名称となつております。

その後も、郡または市という客観的な基準により一定の地域的まとまりを画し、その地域の代表を選ぶという考え方から、郡市の区域を都道府県議会議員の選挙区としてきたところでございまして、これは、戦後の地方自治法、公職選挙法の制

定の際にも維持されたというものでございます。かつて、政府部内におきましては、各都道府県が自由に選挙区を定めるといふ方法をとることも議論されたことがございまして、紛糾も予想されるといつた消極的意見もございまして、従来の制度が維持され、現在に至つていられるものでございまして。

今回の改正法案につきましては、都道府県議会議長会からの要望を受けて、各党各会派において議論が行われ、議員提案されたものでございまして、総務省としては、今回の法案が成立した際には、遺漏のないよう、適切に対応してまいりたいというふうに思つております。

また、選挙所管省の総務省として閣法の提出を検討すべきとの御指摘でございますけれども、これまで投票環境の向上などの点について閣法で提出してきたものはございまして、今後、こうした点については必要な検討を行つてまいりたいというふうに考へてございまして。

この中で、地方議会議員の選挙制度につきましては、地方議会のあり方とも関連する事項でございます。総務省内でも議論を行つていきたいというふうに考へてございまして、一方で、地方政治のあり方にも影響を与える事柄でもございまして、各党各会派で御議論をいただく必要のある事項でもある、このように考へていところでございまして。

また、電子投票の範囲の拡大についてでございますけれども、これにつきましては、過去に国政選挙に電子投票を導入する法案が議員立法として提案され、最終的に廃案となつた。これは平成十九年のことではございましたが、その経緯もございまして、各党各会派において十分に議論をしていただくことが必要な事項であるというふうに考へている次第でございます。

○篠原委員 どうも消極的なんですね。それじやだめだということを言つていられるんですよ。総務省が提出したからといって、我々はけしからぬなん

すから。だから、最初から我々がつくらなくちやいけないなんていふんですよ。そこを勘違いしないでください。

例えば、具体的なことでいいますと、○増五減があります。この次の選挙からやることになつていられるけれども、ひよつとして、その五減のところ、選挙が近くなつているときに欠員が生ずる。欠員が生ずるんだけれども、欠員が生じたらちよつといいなんて言つちや悪いんですけれども、間もなく減るんだ。それも、あとちよつとだけなのに、今のルールでいけば、必ず補欠選挙をしなければいけない。しかし、そんなことはする必要はないんじゃないか。

こんな経過措置なんかは総務省の方で考へて措置していただくべきことだと思ひますけれども、例えばこの点については検討する気があるんでしょうか。

○安田政府参考人 お答えいたします。

○増五減による区割り改定法、これは閣法で出させていただきましたが、これにおきましては、その法律による改正後の公職選挙法の区割り規定は、施行日以後、初めてその期日を公示される衆議院議員総選挙から適用されるというふうになされたわけでございまして、その総選挙前に議員の欠員が生じた場合には、その補充を行うため、改正前の区割りの規定で補欠選挙を行うということが定められていところでございまして。

これは、定数が減少する五県の選挙区のみ補欠選挙を執行しないとすると、そのほかの選挙区と比較いたしますと、欠員が生じた選挙区の有権者の選挙権行使の機会が失われることになる。すなわち、当該選挙区の有権者が選んだ議員が欠けるという状態が次の総選挙まで続くことになるというところが懸念されるものでございまして、補欠選挙を行うということにしているものと理解していただくところでございまして。

○篠原委員 そういふのはわかつていられるんですけども、臨機応変にそういうことをやつてもいいんじゃないかなというふうな気がしたので、

ちよつとお伺いしました。こんなのは極めて技術的なので。

それでは、本法案についての質問に移らせていただきます。

時間があつたら一つずつやりたいんですが、時間があるませんので、質問時間が非常に少ないので、ちよつと、ばあつと、私の紙で、提案についての問題点を説明させていただきます。その後、質問させていただきます。

まず、一ページ目を見ていただきたいんです。これは、指定都市が一体どうなっているかというので、ここで一人区がやたらにふえちやったりするんじゃないかという問題があるわけです。調べてみましたら、この黒塗りのところ、これは別に特定秘密ではありません、黒塗りのところ、見えます。やはり大阪市なんかは、指定都市の中で、二十四の選挙区で十五が一人区になっているんですね。全体で三十三ある、十五。さいたま市もそうです。そして、一区当たり平均議員数、その右の右でですけども、一・四とか一・七とか一・五とか。これはやはりよくないんじゃないかなというのがあるんです。

後でちよつと御説明いたしますけれども、一番右側の方で、政令指定都市はもうなんですけれども、平成の合併でいっぱいでかい市ができています。そういうところに定数がいっぱい割り振られて、過疎地でその地域の声を代弁する都道府県議会が少なくなっていくとよくないなと思ってるんですが、さすがです。実態を見てみますと、どっちが大きいかというと、人口どおりにやると一番右側なんです。しかし、大都市の方が、大都市はいっぱいいるからいいじゃないか、地方の一票の方に重みがあつてもいいんだ、そうしないと、中山間地域、過疎地域の声が県政に届かないというふうに思う。北海道とか新潟とか熊本はみんなそうなっているんですね。何か京都府だけはちよつと私からいうとずれていて、都市部の方が重くなっているんですよ。こういうのがあるんです。

次のページを見ていただきたいんですが、では、もう質問を交えていきますけれども、次のページは、地方公共団体の主な役割分担の現状です。

これは何を言いたいか、すぐわかりたいだけだと思います。都道府県の事務の相当部分が指定都市の事務になつていくんです。市に移管されている。だから、市に煩張つてもらわなくちゃならない。そうすると、政令指定都市の議員はこの指定都市の事務、ほかの県はみんな県でやっているんですが、真ん中のところは、政令市の県会議員はこのことについてフォローしたりする必要は余りないわけですね。だから、私から言わせると、指定都市の都道府県議員は少なくともいいんじゃないか。これについてどうか、後で答えていただきたいと思っています。

それから次のページ、三ページは、都道府県議員の選挙区の定数の分布状況を一覧表にしてもらったものです。

一番右は選挙区数分の一人区数です。だから、前は、全体の定数に対して一人区はどのくらいというパーセント、ちよつと違います。ここは、全体の選挙区数に対して一人区がどのくらいかというのをやつたものです。一番右側ですね。そして、真ん中で、結構でかいところがあるわけですね。合併でだんだんだんだんでかくなっているんです。でかいところ、みんな、後で示しますけれども、長野市なんかそうなんですが、周辺の市町村を全部合併して、巨大な市が誕生しているわけですね。そこに人口も集まつて、ますます周辺の町村は過疎化していくことですね。それで、やはり問題もありまして、結構変なふうに一人区がふえちやっているところがあるんです。私の長野県の場合などは、合併できない。北海道に次いで市町村数多くて、当然合併しないし、小さなところで一人区が多いんです。ところが、政令指定都市で一人区がふえている。次のページ、四ページを見てください。これは指定都市と同じようなものですが、前のページの

定数が十二以上の巨大市の県会議員の選挙区と議員数です。

大体、これを見ていただきますと、真ん中の方の巨大都市県議比率、三分の一ぐらいが県庁所在地なり、でかい市の議員に占められているんです。だから、県庁所在地のいろいろな問題は県政にどんどんどんどん反映される。だけれども、それ以外の過疎農山村の声が県政に届かないという問題がある。ですけれども、よくできています。大体、ここはバラレルです。人口比と県会議員の数は、ですけれども、石川県や香川、高知、大分、田舎の県はやはり地方の中山間地域のところを考へなくちやいけないということで、過疎地がどつちかというところ、オーバーリプレゼンタティブになつて、都市部がアンダーリプレゼンタティブになつていく。ここでは京都府みたいに安なのはいい。

この次が、ちよつと小さいんですが、際どい表といえれば表です。

県議選がどこでも普通は一番投票率が低くなつちやっているんですね。なぜかというところ、十人、二十人のほかでかい選挙区になつて身近さがな。市議員は相当身近だ。一番左の統一地方選挙の投票率と衆議院の選挙との比較なんです。丸がついているところは、田舎といえ田舎で、こちらの方は県議さんといえども非常に身近な存在で、市議員、市町村議会議員の延長線上で身近さを感じて、投票率が衆議院選挙より高い、珍しい三県です。こんなことを言つちや悪いんですが、田舎度が高い都道府県かと思えます。パツパツどちらかというと都市部でして、もういいやという感じで、そして選挙区が広い、都道府県議会議員が身近じゃない。だから、相当差があるんです。一〇ポイント以上、衆議院選挙と比べて差がある。大きくなり過ぎると、こういう問題があるというものです。

それから、一人区の問題。これもまた問題なんです。一人区ばかりあるのはよくないなと思うんですが、しょうがないところがあるんです。一

人区の割合をここに書きました。それで、三〇%以上、二〇%以上を分けてみました。この黒いところが、一人区の割合が多いところ。

それで、一人区になると、市町村議会議員と同じで、保守系無所属が圧倒的に多くなるんです。保守系だけじゃないです、無所属じゃないとなかなか出にくいとかというふうになつてきて、政党が出ないようになつていく。僕は、市町村議会議員はそれでもいいと思いますが、都道府県議会議員になると、国政と近くなつてもいいような気がします。

右側の方を余り言うところ、ごちやごちやするの、やめておきます。

最後のページを見ていただきたいんです。

都道府県の自主性を認めるのは大いに結構だと思います。ですけれども、これは長野市と周辺の市町村、済みません、豊野は町です、信州新町は町で、あとは村です、合併していったんです。おわかりになりますか。市議会議員は、戸隠村の元村長が辛うじて一議席確保できるんです。中条村は、とても人数は少ないんですが、中条村出身で長野市にいる人たちに、あんな、ふるさととの村のことを考へてこつちに投票してくれというので、辛うじて市議会議員を出せる。だから、市政には過疎地の声がある程度届くんですが、一人区近くを必要とする県会には一人も出せない。残念ながら、そうなる、周辺町村の声を県政になかなか反映できにくくなる。事業の数、予算の投下率というのに、これで物すごく差が出てきているんです。

こういうことを考へたら、今、例えば、市一本でしかできていないんですね。市になつたら、全部市で、一つで選挙をやらなければいけないというふうになつていくんです。これは、この地図で、下を見ていただけたらおわかりいただけると思いますけれども、長野市には、市としては合併するのはしょうがない、だけれども、左側のでっかい面積を占めることで、六千票で一人県会議員を出してもいいというふうにしたつていいんじゃない

ないですかというのなんですね。こういう問題があるんです。

それで、今まではばつと申し上げましたけれども、まとめて御質問にお答えいただきたいと思ひます。こういうことを一緒に考えていただきたいということ。

一つは、配当基数が一以上の市と市の合区も認めるべきじゃないかということ。それから、今、長野市の例ですけれども、指定都市でない巨大都市についても、今のようないくつかの選挙区を設けたらいいんじゃないかということ。それから三番目は、指定都市はもう市会議員が仕事をいつぱいやっていくわけですから、都道府県議員は少なくしていいんじゃないか、例えば二分の一にするとかということ。それから、二番目とかかわりがあるんですけど、特例で、合併した市町村、前のもので一人はいいで、一回分限り、先ほどの左側の四つのところで一人というのを許しているんです。一回じゃなくて、ずっと許してもいいんじゃないですかというのなんですか。

この点について、今どういうふうにお考えになつてゐるか、今後どうされるかということを出者にお伺いしたいと思ひます。

○北側議員 提出者の北側一雄でございます。

篠原委員におかれましては、非常に参考になる資料をつくっていただきまして、ありがとうございます。今後の議論の非常に重要な資料になるかというふうに思つておりますので、感謝申し上げます。

まず、配当基数が一以上の市と市の合区を認めてもいいんじゃないか、こういう御質問でございます。

今回の法改正というのは、これまでの公職選挙法は、都道府県議員選挙については原則法律で選挙区割りを決めていくという立場から考え方を転換いたしました。選挙区の設定について条例で決めていただくようにしていこう、その趣旨は、地方の自主性を尊重していこう、こういう趣旨で

ございます。

今おっしゃつた、市と市の合区も認めるべきではないか、例えば、小さな市同士だったら、合区を認めて、そして定数を少しふやした方がいいんじゃないか、こういう御主張だと思います。非常に私は傾聴に値する御意見であると思つております。

もう一つは、全く逆で、一般市なんだけれども合併等で非常に大きな人口を持った、先ほどの長野市もそうでございますけれども、大きな人口を持った中核市のような一般市がある、そこは定数が多過ぎるんじゃないか、地域代表というような性格からは、むしろその分を認めた方がいいんじゃないか、こういう自由度を認めた方がいいんじゃないかという御主張かというふうに存じます。非常に傾聴に値する御意見だというふうに私は思つております。

ただ、今回の改正は、一度に選挙区割りの自由度を完全に認めていくということにしておらず、一つは、郡という縛りが今までありました、この郡の縛りについて、もう外していきましよう、町村について、隣接の市町村と合併できるように自由にしていくじゃないですか、ここは決まりました。そして、政令市において、政令市の中の区単位の選挙区という決め方をしているわけでございますが、これについても、二以上であつたら自由度を高めましよう、条例で決めてくださいとしました。

残る問題は、この市の問題なんですね。市の問題については、この立法過程の中で議論は相当ありました。我々提出者の中でも相当議論があつたわけでございますが、一つは、余りに自由度を高め過ぎると恣意的な選挙区が設定されてしまわないか、こういう心配、懸念も一方ではあります。

ただ、今、篠原委員のおっしゃつたような御主張も当然あつたわけでございます、これのさらなる、特に市における選挙区設定のさらなる自由化については、今後の状況を見ながらさらに検討

していききたい、そういう趣旨で、今回の改正法の附則の第四条のところに、そうした趣旨の規定を設けております。

附則の第四条では、「都道府県の議会の議員の選挙区の在り方については、この法律の施行後の状況を勘案し、地域の事情や都道府県の自主性に配慮する観点から必要な検討が加えられるものとする。」という規定を設けたのは、まさに、今、篠原委員から指摘があつたことを今後のぜひ検討課題にしていくという趣旨でございます。

それから、道府県の事務の多くを指定都市が担っているんじゃないか、だから、指定都市の中の道府県議員は定数は少なくてもいいんじゃないか、この御主張も、私も地元が大阪だけに、よく理解できます。大阪市内の府会議員と府下の府会議員との仕事量は多分相当違うだろうという実態は、私もそのとおりだろうというふうに認識しております。そういう事務量から考えたら、仕事量から考えたら、指定都市内の県会議員については定数を小さくしてもいいんじゃないかという御主張ですよ。

これも非常に私、一理あるところがあると思うんですが、ただ一方で、県税は誰が負担しているかという、政令市も政令市外もかわりなく、皆さん負担をいただいているわけなんです。ですから、事務だけでなかなか決められない。住民の声を県政に反映していこうとしたときに、やはり税金も、きちんと政令市の方々は県民税を払っていただいているわけですよ。

そういう面では、今、篠原委員のおっしゃつたとおりにはすぐにはいいんじゃないか。ただ、議論の余地は私は十分あると思つております。これも今後のぜひ検討課題ということで御理解をいただければというふうに理解をしております。

○篠原委員 率直な答弁で、ありがとうございます。

今お答えいただいたように、いろいろ問題があるんですね。

一つ、最後に提案させていただきたいと思ひます。

我々のこの倫理特は、ちよつと特殊な委員会として、議員立法が圧倒的に多い。ところが、今、今回のこれもそうですけれども、ここで、この場で議論するよりも、外での政党間で協議をしている。それから、今、定数の削減とかというのも外の方でもって議論している。

しかし、それがいけないというわけじゃないですけれども、憲法審査会で、一人一人の意見を言つて、国会の議論を活性化するというのは行われているわけです。私は、倫理特も、それで完全に決める必要はないんですけども、今申し上げたような議論、したがって、提案者と私と、ここで旗を立てて、フラッグを立てて、名札を立てて議論し合うというようなのは、この倫理特に限つて言えば、憲法審査会に次いでやつてもいいような気がするんです。

こういった議論の仕方、国会審議の活性化、国会改革というのが今議論されておりますけれども、委員長、引き取つていただいて、理事会等で検討していただけたらということをお願いいたします。私の質問を終わらせていただきます。

○保岡委員長 ただいまの篠原孝君の御提案については、後ほどまた理事会で御相談をさせていただきます。

次に、西野弘一君。

○西野委員 今の最後の御提案、私も個人的にはすごく同感で、この法案を見させていただいて、できれば、この委員の皆さん全員と、憲法審査会のように、自分の名札を立て合つていろいろ率直な意見交換、議論をできたなら、本当に僕もそういうふうに思ひます。

きょう、今回法案が出されて、私も国会議員になる前は大阪の府会議員でした、それも大阪市の仕事量の多い方の議員でしたけれども、隣の浦野委員と全く同期で一緒にやつていました。

二期目のときに、当時の定数が百十二人から百九人に定数削減をしまして、三期目の選挙のとき

に、三割の定数削減をしようということで公約にしまして、府会議員選挙では過半数の議席を獲得できましたので、大阪維新の会として、すぐ一カ月後には定数削減に踏み切りました。

そういう中で、国会の方は、たしか議員定数の削減ということを公約というか、半ば掲げられていたはずなのに、そういった議論が一向に進んでいないというのは本当にじくじたる思いでございますので、ぜひそういう議論も進めなきゃいかぬなと改めて、この法案を見ながら、そういうことを思いました。

というのも、定数削減をするため、特に、三割削減をしまして、次の統一地方選挙に向けて仲間たちが一生懸命、今、府議会の区割りをやっているんですが、どうしてもその中で、この都市というところの縛りが邪魔というか、どうも実態に合っていないなという思いがありましたので、今回、この法案を見させていただいて、大きく前進したなという思いで、評価させていただくというか、恐らく、各地方の議会でもこういった区割りの議論がされているところは、本当にこの法案というのにはありがたいという思いで受けとめられているのではないかなというふうに思っております。

また、私は、この法案で全て完了、もうこれでいいんだということであれば、まだまだ足りないなというところもあるかなと思っていたんですが、先ほどの質疑でもありましたように、北側先生からも御答弁がございましたが、いやいや、まだまだ附則でしつかりと、またこの後の実態も見て、変えるべきところは変えていくんだということも御答弁いただきましたので、ぜひ、この法律が施行されて、いろいろ、何回か選挙を経て、まだまだこの点を変えていかなければいけないとか出てくれば、大いに議論して変えていければいいかなと思っております。

そういう中で、私は、都道府県議会議員というのは、やはりその都道府県全てを代表して、県民の皆さん、府民の皆さんを代表する立場であるので、むしろ、今回の法案ではまだ十分ではないん

ですが、例えば大阪であれば、大阪全圏を一つの選挙区にして大選挙区で選挙をやるというのも一つの考え方だと思います。

また、先ほど長野市の話がありましたけれども、私も学生時分にスキーの大会に出ておりまして、戸隠スキー場というところが大会の場所でありましたので、年に一回は必ず行っていたんですが、確かに、先ほどの質疑にありましたけれども、旧の長野市街と旧の戸隠村という全く地域事情が違ってくると思いますので、そういう地域事情に応じて、一つの市であっても、むしろその区割りを分割できるようなことというものも大いに検討するべきではないかなというふうに思っております。

要するに、今回は一定のルール、縛りが外されましたけれども、では完全に自由に都道府県が区割りを設定できるかということではまだまだ行っていないわけでありまして、そのあたりの点について再度確認をさせていただきたいんですが、今後、そういった大選挙区とか、一つの市を何分割するかということも含めて検討をしていくことも視野に入れた法案になっているんじゃないか。確認でお願いします。

○大口議員 西野先生、大阪で頑張っていたいていいることは、お父さんのお姿を見ても伺っております。

実は、一つは、この政令市を幾つ以上に分けたらいいのかなということで悩みました。

それで、先生がおっしゃったように、政令市を丸ごと一区ということも、それは考えられなくはないんです。ただ、政令市には、横浜市のようにならぬように。ただ、政令市には、横浜市のように三百六十九万人のところもあるれば、岡山市のように七十一万人のところもあるんです。余り大きくなり過ぎた場合、やはり恣意的な区割りになるのではないかな、こういうお話しもありました。

そしてまた、政令市というのは、行政区は一応二つ以上というふうになっているんですね。これは、地方自治法の二百五十二条の二十です。そういうこともありまして、できるだけ政令市につい

ては選挙区の区割りを自由にするということは大事にしながらも、二つ以上ということは今回決めたさせていただきますということでございます。

また、篠原先生の長野市の件は、先生から個人的にもいろいろと御教示いただきまして、確かに、うなずけるな、こういうふうにいるわけでありまして、いずれにしても、今回は、郡の縛りを外して、町村については自由に合区できるようにしよう、ただ、市につきましては現状のまま、そして政令市につきましても二つ以上という形で、かなり自由度を実現できるようにさせていただきます。いずれにしても、地方分権という観点からいえば、やはり都道府県議会の条例で選挙区を決めていただくというのは、これは都道府県議長会の平成二十一年からの緊急要望、そして今回の要望もございいますから、何としてもこの要望に応えなきゃいけない。

しかし、一挙に全てということになりますと、いろいろとハードルがあるということとございまして、まず郡の縛りを外すべしというこの議長会の御意見、そしてまた、政令市におきまして、やはり一人区が相当ふえていきますので、一票の格差という問題も出てきます。そういうこともありまして、この改革をさせていただいたということとさせていただきます。

○西野委員 そのとおりだとは思いますが、ただ、今、市、町、村、市町村というふうに一応名前前は区別されていますけれども、実際、町村でも、市と同じぐらいの人口というか、市のいわゆる構成要件、人口要件を十分満たしているところもたくさんあると思いますし、そういう中で、あえて市と町村を区別されたところというのは、どういった理由で区別されたんでしょうか。

○うえの議員 先ほど来提出者の方から御説明をされているとおりでございしますが、市につきましては現行どおり、変更をしないという形とさせていただきます。

一方、先ほど来お話をさせていただいていると

おり、郡というのがもはや実体がないということとございいますので、町村につきましてはより自由度を高める、そういった観点を踏まえて今回の改正案として取りまとめをさせていただいたわけとさせていただきます。

いずれにいたしましても、委員御指摘のとおり、地方分権をこれから進めていくという観点で、それぞれの都道府県の条例で制定することにしたわけとありますが、今後の検討状況を踏まえて、市あるいは町村の取り扱いについては、さらに検討を加えるような、そういった余地もあろうかと思っておりますので、当面、郡市の縛りを外すという今回の趣旨には、ぜひ御理解を頂戴したいと思います。

○西野委員 本筋にそう思うんです。

例えば、私の選挙区は大阪の東大阪市というところなんです。府議時代の選挙区も同じ範囲だったんです。東大阪市一市が選挙区で。最初出たときは七人区で、二回目が六人区で、次、統一地方選挙は五千人区に減るんです。五人区なんですけれども、五十万都市なんです。五十万都市を県議会議員が、全区を府会議員が回すというのは、政治活動をする上では大変広いなという思いがあります。一方で、大阪市内の一人区なんかですと、本当に小さなエリアで活動されておられて、同じ府会議員でも、エリアの大きさというところからすると随分と違いがあるなというふうにも思っていました。

特に東大阪の場合ですと、昭和四十年代に河内市、枚岡市、布施市という三市が実は合併しまして今の東大阪市になったんですが、むしろ、旧の市のエリアで選挙区を分けて、二人、一人、一人というような区割りがしてもらえたらなということも府会議員時代にはよく思っておりまして、ぜひそういうこともこれから検討できるようにしていきたいなと思っております。

あわせて、今回のいろいろな議論が出てきた中で、恐らく、議員の役割というものもこの際いろいろと考えていかぬといかぬと思っております。

す。

これは、衆議院の定数削減のときにもそういった議論はあったと思いますが、例えば、地域要件を厳しくしないと地域の声が多くいところばかりに偏る、それは一つの考え方として僕はありと思っています。

一方で、有権者は一人一票持っているわけですから、そういう意味では、人口に比例して配分をしなきゃいけないのではないかと意見もありましたし、それが今は主流というか、そつちの意見だと思っていますけれども、そういう意味でいくと、県会議員、府会議員、都道府県議会議員も、厳格に、同じような、選挙の、例えば、兵庫県は全区を一人区にするんだとか、大阪は大阪府全域で一つの選挙区にするんだとか、そういうことを自由に選べるようにしていく法改正というものは僕は目指すべきなのかなと思ったりもします。

また、衆議院では、今選挙制度をどうするかということも議論されていますけれども、僕は、もつとこの倫理特で、そういった選挙制度の問題も含めて、これを機に、もつと活発にお互い議論できる環境があつたらいいなと思っています。

個人的な案ですけれども、今、衆議院はまた中選挙区に戻そうかということばかりが出てくるんですけれども、そうではなく、例えば、小選挙区を残したまま、今の比例区をなくして、比例区の部分を全国区にしまして、個人が小選挙区に立候補した時点で自動的に全国区の名簿にも個人として載る。有権者は、政党を選ぶのではなくて、自分の選挙区で一人、また全国区で一人を選ぶ。全国区は、小選挙区で当選した者は全国区の名簿から外れますけれども、小選挙区で当選した方をその名簿から外して、全国区で得票数の多い方から、上から順番に通っていく。

かつ、全国区だけに出るということはできないようにして、小選挙区での惜敗率が、例えばですけれども五〇パーを切る人も全国区の名簿から外すというようにすれば、いわゆるタレント性だけ

で通ってくるのはいかがなものか、人気投票はいかぬのじゃないかということも防げると思いますが、また、新人が、小選挙区ですから、必死に頑張つて国政に勝ち上がつてくるということもできると思っています。

あわせて、国会でしつかりと活動して、そういったことが全国に知られるぐらいの活動をすれば、しよつちゅうしよつちゅう地元に戻つて、いわゆるどぶ板をしなくても、十分国会の活動だけで当選してることができるといような制度はどうなのかなと思つたりもしています。

そういったことをなかなか、党内でももちろん議論できるんですけれども、他党の皆さんという国会という公の場で議論する機会がなかなかないというの残念だなというふうに思つておりますので、ぜひまたそういった機会もつくつていただけたらということをお願いしたいなと思つております。

そういう中で、今回こうやって議員提案で法律を出されて、ちょうど議長会が提案されたときには私も当然府議だったわけですから、そのときに、ああ、なかなかあの国会は前に行かぬものやなというふうに思つておりましたけれども、先生方いろいろと御尽力いただいてこの法案を出していただいたということは、本当に評価をするところであります。

もう少し時間がありますので、続けてまた質問をさせていただきますと思います。

先ほど、政令市については、行政区が二つ以上という規定があるのでということでありました。

衆議院の選挙区で一つの区が二つに分かれていた場合は選挙区を分けることができるというふうな規定も設けられたと思うんですが、先ほどの御答弁とそこは、行政区が二つ以上あるので政令市は二つ以上に選挙区を分けなければいけないという御答弁からすると、何かその整合性というのはいかならないような、行政区の数で選挙区の根拠にされているところはいかならないような気がするんですが、その点についてはいかがですか。

か。

○大口議員 政令市につきましては、行政区を基準にしないということがまず基本にあります。

政令市の行政区というのは、議会もございませんで、独立した自治体ではないという点では、行政上の便宜ということであつて、行政区というものを基準にしないで、二つ以上で区割りをするばいい、こういうことなんですね。

ただ、なぜ二つ以上にしたのか、一つではなくて二つなのかという場合に、そういうことも参考にしたということであつて、政令指定都市において行政区を基準にするということは合理性がないというのが基本にはございます。

○西野委員 その点については、また施行後もいろいろと議論をさせていただけたらと思つています。

少し確認したいんですが、今回、選挙区の設定のルールの規定の中で、町村はいわゆる配当基数にかかわらず合区できるということでよろしいんでしょうかというところが一点。あわせて、何度も確認しておりますけれども、いわゆる政令市は、二つ以上の選挙区を設定すれば、その配当基数にかかわらず自由に合区できるということでよろしいんでしょうか。その点と、この条文からどのように読めばそう読めるのかということとをちよつと説明させていただきたいと思っています。

○うえの議員 町村につきましては、基本的に、配当基数にかかわらず自由に合区等ができるというわけでございます。

条文につきまして、ちよつと確認させていただきます。

○北側議員 今回の改正法の十五条の一項に、「都道府県の議会の議員の選挙区は、一の市の区域、一の市の区域と隣接する町村の区域を合わせた区域又は隣接する町村の区域を合わせた区域のいずれかによることを基本とし、条例で定める」というふうに書いてございますので、この三つの場合、一の市の区域、一の市の区域と隣接する町

村の区域、それから隣接する町村の区域を合わせた区域、この三つを基本として、条例で、各県議会に議論していただいて定めてくださいと。

その例外としては、この二項に、これはもともとあつた規定ではございますが、議員一人当たり人口が半数以下の場合には強制合区、半数以上で以下の場合には任意合区という形で、これもそれぞれ条例で定めてくださいという規定がございしますが、この強制合区のところは例外でございまして、あとは、条例で、議員一人当たりの人口が幾らであるかということにかかわらず、配当基数にかかわらず合区をすることは認められる、条例でできるということでございます。

○西野委員 実は、この質疑をするときに説明をいただいたときにも、そのあたりのところが読みにくいかなと。恐らく、十五条の三のところ、一の市というふうになっているので、それ以外の町村はこの三項の規定には入つてこないのかな、今の説明にもありましたけれども、そういうことなのかなというふうに思いましたけれども、少し何か読みづらいなと思ひました。

あわせて、御答弁いただきましたのは、いわゆる十五条の九項をもつて、一つの政令市の中に二つ以上の選挙区を設けなければいけないというふうになっていると思うんですが、その中で、ここから配当基数にかかわらずということを読んでいくのかなと思うんですが、そういうことでよろしいでしょうか。確認をお願いします。

○北側議員 そういうことで結構でございます。

○西野委員 恐らく、この十五条の九項をずっと読んだだけでは、政令市は配当基数にかかわらず合区できるといふふうにはやはり読みづらいと思つていただけないかと、そういう議論はこの法案をつくつていかれる中でもなかつたんでしょうか。

○大口議員 政令指定都市は、行政区の区を基準にしていたわけですね。しかし、何回も言いますが、行政区の区というのは、議会もないわけでありまして、独立した公体ではないということとで、むしろ、行政区というものを基準にすること

自体、よしにしよう、なしにしようということでは、政令市を丸ごと一つの選挙区ということも考えられるわけでありすけれども、そこは都道府県議会の条例でもって、都道府県議会の議員さんたちに自主的に、政令市において二つ以上の選挙区であれば結構ですよということでございます。

配当基數云々の問題ではなくて、政令市をどういう形に分けるかというときに、行政区というものを基準にしない、二つ以上の選挙区に分けていただければ結構ですよ、そういう意味でございます。

○西野委員 もう最後にしますけれども、何度も繰り返しますけれども、地方分権の時代にあつて、この法案の趣旨も、恐らく、地方のことは地方で決めるようにした方がいいと。選挙というのは、民主主義の一番根幹の部分にかかわってくるわけでありす。当たり前の話ですけれども、この制度をどういうふうにつくっていくのかということが地方に本当に委ねられれば、それこそがまさに地方分権を加速させることに大きくつながってくるのだというふうに思っております。この法案も、その方向に向けて大きく前進するものだというふうに思っておりますので、大変評価させていただきます。

引き続き、今附則にも書いていただいているとおり、この法律が施行後も、その状況を見ていろいろな議論をする機会をつくっていただいて、活発に我々が議論する中で、そのときそのときの時代の状況に合った法律に変えていかなければいけないなというこの思いを皆さん方と共有させていただいて、質問とかえさせていだきたいと思っております。

ありがとうございます。

○保岡委員長 次に、井出庸生君。

○井出委員 みんなの党、信州長野の井出庸生です。どうぞよろしくお願いをいたします。

早速ですが、この法案の成立によるメリットを最初に、いま一度簡単に確認をさせていただきます。

いと思ひますので、提案者に簡潔に答弁をお願いいたします。

○大口議員 井出議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、都道府県議会の選挙区、これを法律で決める、この国会が決めるのではなくて、やはり都道府県の議会でもって決めていただく、それは条例で決めていただくということが地方分権という流れからいって極めて大事である。そして、そのことにつきまして、全国都道府県議長会も、平成二十一年に緊急要望があり、そして、今回、この今の法案を早く成立するように、こういう要望がありました。第二十九次地方制度調査会で、定数の上限につきまして、これは法律では決めないという流れの一環としてこういう形にさせていただいたということでございます。それが一点です。

また、郡というものが、独立した地方自治体としてはもうないわけでございます、廃止された。そしてまた、合併等が進んでおりますので、また、いろいろの経済社会上の変化もあつて、郡というものが行政単位として実質がなく、そういう点では、これを基準にすることは実態から外れる。こういうこともあつて、郡というものを外す。そうしますと、その郡の中にある町村、これは、町村が郡を越えて、合併も、隣接をすることによつてできる。郡の場合、飛び地になつていゝ場合は、現状のままでもよろしいんですけれども。

そして、政令指定都市におきましては、これまで行政区が単位になつていゝましたが、しかし、何回も申し上げましたとおり、行政区というのは、一個の独立した自治体ではないわけですね。そういう点では、政令市として二つ以上選挙区をつくつていただければ、これはもう都道府県議会において自由につくつていただくということで、自由度を増すということになつた。

ただ、市については現状どおりといたしまして、○・五未満につきましては強制合併区、○・五から一までの基數につきましては任意合併区という

形で制限というものは維持させていただいた、こういうことでございます。

○井出委員 そうしましたら、次に、この法律が成立した後にまた、新しいその制度を開始していくに当たつていろいろ課題があるかと思ひますが、成立後に想定される、残されている課題について、提案者に伺ひます。

○大口議員 今、全国の都道府県議長会からは、それと強い要望がござひます。

それは、今回の平成二十七年の統一地方選挙からの施行ということ念頭に置いて、今、施行期日は平成二十七年三月一日としてゐるわけでございます。それまでに、全ての都道府県において、施行期日に間に合うように全選挙区の名称、区域、定数を条例で規定しておく必要があるということでございますので、今、各都道府県議会においては、この条例の整備までに検討していただく時間となるべく長く確保してもらいたい、こういうことで、この臨時国会で早い時期に本改正案を成立するようにということ要望していただいております。

こういうことで、このスケジュール感ということ念頭に置いてやつていかなければいけない、そういうふうにして思つております。

○井出委員 今回の法制定によつて、法案の趣旨説明にもありましたが、全国的に守られるべきルールを明らかにした上で、そこを一定程度、明らかにされたということだと思ひますが、ほかの委員からもありましたが、市についてはこれからどうしていくのか。

附則の四条にはそういう検討が盛り込まれておりますが、ただ、この附則を見る限り、ちよつと、すぐに市という表現にはなつていないかなとも思ひますし、また、先ほど篠原委員の方から、こうした問題はもつとこの場で、そういう技術的なものであればもつと総務省発信というようにお話しもありましたが、地方選の枠組みというものにこれから国というものがどのようにかか

わつていつたらいとお考えなのか、その所見を伺ひたいのですが、提案者、お願ひいたします。

○大口議員 先生おっしゃつたように、やはり地方選挙の枠組みというのについて国がどこまで関与するのか、こういう問題がござひます。

地方分権の精神からいけば、都道府県議会の選挙区の設定については、もつと自由度を増すべきじゃないかという御意見もあるんです。ただ、全国都道府県議長会の議長の皆様も、やはり全国の統一のルールということも求めておられたわけでありす。

ですから、自由にやるという地方分権の要請、これは非常に大事にしなければいけませんし、やはりそういう点では、それをもつと広げていかなきゃいけない、こう思うわけです。ただ、やはり、余り自由度が高過ぎると、都道府県議会の勢力の状況にもよりますが、恣意的な選挙区が設定されるのではないかと。もちろん、県民の皆さんが、都道府県民の皆さんが監視しておりますから、そこは信頼をすべきだとは思ひますけれども。

ただ、そういう点では、一気に自由度を高めるということに対して、地域の代表性の確保ですとか、あるいは恣意的な選挙区設定の防止というようなもののバランスを考えて、今回は、まずは突破口を開くということとでこういう形にさせていただきました。

そして、全国都道府県議長会でも、全国統一の一定のルールということもその要望書の中に書かれていゝましたので、それから、それも酌みまして、こういう形でスタートさせていただきたいと思います。こういうふうにしておるところでございます。

○井出委員 今、自由度を、地方分権を進めていく、その中で恣意的なものにならないように、その画面からのお話がありました。

自由度を進めていくという意味において、今回、郡という突破口を開いた。郡の実体がないと言われると、私の地元は非常に郡、郡に愛着の

あるところですので、いささか複雑な心境なんです。

突破口を開いたのであれば、当然、市の方も検討を急がなきゃいけないと思うんですが、これまた要望を待つてやるという問題ではないかと思いますが、そのあたりの、市についての検討というのは今のぐらゐの御決意で取り組まれるおつもりなのか、一言だけ、もう一回御答弁をいただければと思います。

○大口議員 まず、郡の縛りを外して、町村についてはある意味では制約なしに、こういう形で進めていく、そういう状況を見せていただいた、あるいは、政令市において二つ以上の選挙区であればいいという形で、これもこれから実施をするという状況を見ながら、市につきましても、これは多分いろいろな御意見があると思います。実際、これからこの法律が動き出したらいろいろな御意見があります。そういうものをしっかりと踏まえながら、しっかりと議論をしていかなきゃいけないな、こういうふうに思っております。

○井出委員 一方で、恣意的なものになってはいけない、その部分も多くの人が思いを共有するところだと思いますが、それを突き詰めていくと、最低限恣意的にならないための統一の選挙のルールの一つに考えられるのは、やはり一人一票というところにどれだけ挑戦していくかということになると思います。

国政選挙においても、その議論がまだ全く不十分である、国民からも司法からもそういう声を我々は突きつけられている状況ですが、地方の一人一票に対する取り組み状況というののもこれまたかなり難しく、複雑なものだと私も承知はしておりますが、一人一票という難しい、それでもその統一の基準に向けて、国そして地方の問題についてどうお考えか、御所見を伺います。

○大口議員 やはり一票の格差というものを是正していくというのが、これは国政であつても、また地方の政治であつてもしっかりとやっていかな

きゃいけない、こういうふうには思います。

ですから、政令市の場合、大阪を例に見ましても、一人区がこのままいきますと相当多くなるわけでございます。一人区が多くなるということ、やはり一票の格差が相当広がってきます。ですから、この格差を是正するという面におきましても、今回の法律を通過させていただければ、それを是正する一つの前進にはなるんじゃないかなと思うわけであります。

いずれにしても、そういうことは大事でありますけれども、最高裁の過去の判決で見ますと、その人口が議員一人当たりの人口の半数をわずかに上回る選挙区と、その人口が議員一人当たりの人口をかなり上回る選挙区について、定数が一ずつあるとした場合に、格差が一对三程度生じ得る、こういうことは理論上考えられるわけであり

ます。

このように、特例の選挙区というのがありますよね、これを除く格差が一对三程度となる事態が生じるということ、この改正案においてもそこは変わらなれないと思いますが、その上で、この一票の格差の是正について、地域的なまとまりを勘案した選挙区の設定や、あるいは地域代表の確保という要請との均衡を図りながら考えていかなきゃいけないと思っております。

市について言えば、強制合区あるいは任意合区という縛りがあるし、十五条の八項には、議会の定数について人口に比例して条で定めなきゃいけないと。各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条で定めなきゃいけない、ただし、特別な事情があるときは、おおむね人口を基準として、地域間の均衡を考慮して定めることができるということ、先生がおっしゃるように、やはり、人口に比例するということはこの公選法においても書かれているわけでございますけれども、今申し上げましたように、そういう地域の代表という要請と人口の比例ということを、調和をとりながらやっていかなきゃいけないな、こう思っています。

○井出委員 一人一票というのが、地域性ですとかいろいろ難しい課題であるということも私もよくわかっておりますが、まず、国政での取り組みを我々が、この委員会がしっかりと果たしていって、また、地方に対しても、議論をやっているように、この委員会、私もまた引き続きやらせていただきます。

本日は、ありがとうございます。

○保岡委員長 次に、佐々木憲昭君。

○佐々木(憲)委員 日本共産党の佐々木憲昭でございます。

まず、議論の前提として確認しておきたいことは、民意の正確な反映ということが基本だということでございます。

地方自治にとつて、住民の意思を反映させるというのは極めて大切であつて、中心的役割を果たすのは地方議員であります。何人の議員をどのように選ぶか、どのような議会をつくるか、これは民主主義の基本が試される問題であります。基本的には、議会というのは、住民と密着して、地域住民の意思を十分に反映されるというものでなければならぬと思ひますし、そのためには一定の議員数が必要だと思ひます。

まず、この基本点を確認しておきたいと思ひます。

○北側議員 そのとおりだと思ひます。

○佐々木(憲)委員 ところが、この間、都道府県議会議員の定数が相当削減されてまいりました。確認をしておきたいのは、一九九五年末と二〇一二年末、直近の都道府県議会の議員の定数、これはどうなっているか、総務省にお伺いしたいと思ひます。

○安田政府参考人 一九九五年、平成七年と二〇一二年、平成二十四年の十二月三十一日現在の都道府県議会議員の定数のそれぞれの合計でございますが、一九九五年、平成七年は二千九百四十一人、二〇一二年、平成二十四年は二千七百三十五人となっております。

○佐々木(憲)委員 この数字は、定数が二百六マ

イナスになつてゐるんですね。比率では七%削減をされております。

別に都道府県が合併したわけではありませんし、四十七都道府県、数は同じであります。逆に、人口は九五年と比べてふえておりまして、議員の数がどんどん減つてゐる。これは、やはり私は問題だと思ふんですよ。減ればよいというものではなくて、やはり地元とのパイプがそれだけ細くなる、こういうことでもあります。

二〇一一年に地方自治法改定が行われまして、議員定数の法定上限が撤廃されたわけです。法定上限というのは、自治体の議員定数の目安となつてゐたものであります。これを撤廃したことによつて、定数削減に目安がなくなつて、歯どめがきかなくなつてゐるのではないかと、我々はそのように見ております。

そこでお聞きしたいのは、この法案で、都道府県選挙区割り条例が策定されることになりま

すけれども、その過程の中で、区割りと同時に定数削減もまた盛り込まれていくという可能性はあると思ひます。法案の中に、議員定数削減に歯どめをかける、そういう条項はあるのかどうか、これを確認しておきたいと思ひます。

○北側議員 ございませぬ。

○佐々木(憲)委員 私は、これは非常に残念な内容だと思つておまして、民意の反映ということ

を考えますと、数を減らすことに何らかの歯どめが必要だというふうには思つております。

今回の法案で、今度は巨大な選挙区ができる、巨大という大きな選挙区ができる、それが可能になりますけれども、そのことによつてどういう効果があるか、まず確認をしておきたいと思ひます。

○北側議員 今回の法改正によつて直ちに巨大な選挙区が生まれるとは認識をしておけません。地方の都道府県議会の自由度、選挙区の区割りの自由度を高めたということでございます。

その区割り、選挙区をどの程度の地域にしてい

県議会の条例で決めることであるというふうに思っています。

○佐々木(憲)委員 現状でも定数が減ってしまっていて、また、選挙区が小さくなってきている。こういうことによつて一人区選挙区が大変多くなっているんですね。これは、民意の反映には大変マインスだと私は思っております。一人区での選挙は死に票が多くて民意がなかなか反映しにくい。しかし、例えば、一人区と一人区選挙区が、今度は一緒になった、こうしますね。そうなたからといって、これは二人区になるとは限らないんです。それは、その自治体の判断といたします。議会の判断だと思えますけれども、条例によつて決められるわけですね。法定上限もないわけですから、区割り作業と同時に定数削減の可能性も生まれる。つまり、一人区と一人区が一緒になつて二人区になるのではなく、一緒にして一人区にしてしまふというふうになると、これは半分に減つちゃうわけですね、定数は。そういう可能性があるので、それを非常に私は危惧しているわけでございます。

今回の改定で一人区がさらにふえるという可能性は否定できないのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○北側議員 先ほど篠原委員から出された資料でもおわかりのとおり、政令市になつて、逆に、行政区単位で選挙区を規定しましたから、一人区がふえてしまった、こういうところが多いわけなんです。そういう意味では、今回の改正は、政令市においては、政令市全体の中で二以上の選挙区であればいいよということでございます。逆に一人区は減る方向に働くのではないかと、いうふうには認識をしております。

それから、先ほど来委員がおっしゃっている定数の削減の問題ですが、確かにこれは大事な論点だと思ひます。県会議員選挙でどの程度の定数が適切なのかというのは非常に重要な論点であると思ひますが、今回の改正とこの定数の削減とは全く無関係でございます。今回はあくまで、これ

まで原則は法律で全て選挙区というのを決めていたのを、これができるだけ条例に委任せしめようというのが改正の一番のポイントでございます。

○佐々木(憲)委員 一人区と一人区を一緒にして二人区になるから一人区が減るといふ可能性もあるという答弁でしたね。それは、定数が同じであればそういう可能性もありますけれども、定数が減られる可能性ももう一方でありますので、これは、地域的に言いますと、一人区が地域的に広がつていく、そういう可能性もありますので、そこは必ずしも今説明されたとおりだとは私は思っておりません。

それから、もう一つは、定数削減はこの法律とは関係ない、確かにそのとおりです。ただ、問題は、定数削減をより一層行ふ可能性につながる面もあるという点です。つまり、一人区と一人区で、そのままであれば二人ですけれども、一緒にして、二人のところを一人にしちやええ、これは定数削減と小選挙区がまたできるということになりますから、これは非常にマイナスだ、以前よりは議員の数が減るという点でマイナスだ、いうふうには私は思ふんです。

それから、もう一点は、今までも議論が若干あつたかもしれませんが、地域代表の面、これは私、地方選挙の場合は非常に大切な観点だと思ひます。

この間、面積は大きいけれども過疎化のために人口が減少して、一郡一町村の自治体がふえたり、単独で選挙区を維持できずに近隣市に合区されるということ、人口が少くない地域から代表を選出できない状態というのが生まれてくるという事例があります。

例えば愛知県でいいますと、新都市及び北設案郡選挙区は、面積は県全体の二〇%もあるわけですが、大変大きい。しかし、人口は県全体の二%に満たないわけですね。広大な面積があるにもかかわらず定数一で、過疎地域からの議員選出が非常に困難になつていくわけですね。

同じようなことはほかの地域でも見られるわけでありまして、大きな選挙区になることによつて地域との関係が希薄になる、そういう可能性も生まれるのではないかなというふうに思ひますが、その点はいかがでございますか。

○北側議員 これも、先ほど篠原委員から出た資料の長野市の例なんか、非常に典型的だと思ひます。長野市が合併することによつて旧町村からの代表が長野県議会に出なくなつたというお話であつたかと思ひます。

だから、今委員の御指摘のあつたことは、都道府県議会の場合は、一つはやはり地域代表という性格が大変大きいと思ひますから、そういう面ではいかがなものかという御主張だ、いうふうに理解します。

これについては、例えば長野市の中で、これは将来の課題ですが、今は市の縛りがまだ残つたまなんだですね、この市の縛りを将来外して、一つの大きな市の中で選挙区を幾つかつくるというふうなことができれば、今のようない問題も解決できる方策が生まれてくるわけでございます。

これは、今回の改正案には入つておりませんが、附則四条で書いておまして、将来の課題として、ぜひ検討事項の一つとして考えていきたいというふうに思ひます。

○佐々木(憲)委員 市町村合併との関係の問題について考えたいと思ひますけれども、今まで市町村合併は相当進んでまいりまして、自治体の数が非常に減りました。しかし、地域が非常に広がつて、役場が目前にあつたのがなくなつてしまつて、非常に遠いところに行かなければならぬ、過疎の地域の方々にとつては非常にサービスが低下する、こういう問題が起こつてきたわけですね。

私も、この合併の問題については、住民サービスという観点からいうとマイナスが多いんじゃないかということ、かなり地方議会でも発言をしまひました。今回の、選挙区の合区を可能とする案は、合併

した地域に、今度は選挙区の方を合わせて大きくするということが可能になる。そういうふうになりますと、例えば、今まで町村から県に議員がいたのに、合併して地元代表がいなくなつた、そういうことも生まれる。

それから、もう一つは、まだ合併はしたくないという自治体もあるわけですね。しかし、この法律が実行されますと、いや、合併したくないというところも、県で、この地域は一緒に選挙区としてはまとめた方がいい、こういうことになりまして、そうしますと、しょうがない、それに合わせて合併という方向をもつと今度は考えようかというふうな話にもなりかねないので、逆に、合併を加速することになるんじゃないかという面も出てくる可能性もある。

この点についてどういうふうにお考えか、お聞かせいただきたいと思ひます。

○北側議員 今回の法律改正案は、先ほどの定数削減の問題も同様ですが、市町村の合併の問題について何も書いておりません。それについては全く中立でございます。

市町村合併を進めるかどうかというのは、これはあくまで地元市町村が、それぞれの議会がやはり判断をしていくべき事柄でございます。いづれにしても、今回の法改正とは関係はないというふうに思ひます。

○佐々木(憲)委員 確かに、法案の中にそれを書いてあるわけじゃありませんから。ただ、問題は、客観的な状況の変化というものがあつて、法律が出てくるわけですから、その法律が実態との関係でどう作用するか、これはやはり考えていかなければならぬことだ、というふうに思ひます。以上の点を指摘して、質問を終わらせていただきます。

○保岡委員長 次に、玉城デニー君。

○玉城委員 生活の党の玉城デニーです。この改正案の最後の質問者になりますが、これまでの質問と重なる部分もあるかと思ひますが、ぜひ御答弁をお願いしたいと思ひます。

今さらではありませんが、地域住民の直接選挙によつて選出される地方議会は、複数の代表によつて構成される合議制をとつていますから、審議の場においては、住民からの多様な意見を出し合つて審議を図ることによつて合意形成を図つていくということがまず本旨だと思います。そして、いわゆるチェック機能というような、行政施策のチェック機能を果たすとともに、その地域にとつて必要な政策の決定をしていくということを考えると、やはり、的確に判断する、地域のさまざまな事情も踏まえて、議員の方々がそこで発言をし、意見を形成していくという形になるかと思ひます。

きょうは、この法案については、改正の概要の中でも六つのポイントにおいて、こういう形でやろうということ、ある一定のルールをしつかり明らかにしてつくつていくということではあります。私が、今回の改正のみならず、今後の地方議会の方向性も含めてぜひ答弁をいただければと思ひまして質問通告をさせていただいておりますので、よろしくお願ひいたします。

最初の質問ですが、今回の改正によつて、これまで公選法で郡市の区域と定められていた選挙区が、これからは都道府県の条例によつて個別に定めることが可能となります。これは、言うなれば、これまでも各委員からありましたとおり、地方分権の流れをしつかり踏まえていくということになろうかと思ひます。

そこで、全国一律の制度から都道府県の条例に委ねることとなつた点について、まず、選挙等における住民への便宜がどのように図られ、あるいは向上されるものと思われるでしょうか、答弁をお願ひします。

○うえの議員 委員御指摘のとおりでございまして、本法案につきましては、一定のルールのもとで、都道府県議会議員の選挙区の設定を条例で決めることができるという形に変えております。そういう意味では、委員がお話しになられたとおり、自由度を高めるというふうなことにつながる

わけでございます。

その中で、郡としての制約をなくすということでございますが、これは、先ほど来いろいろな議論がありますが、もはや郡として実質的な意味合い、実体というものが相当程度薄れている、そういう状況を踏まえて、郡の制約を外して、町村につきましてはより自由な形で選挙区設定ができるように変更しているものでございます。

そうした郡という制約をとることによつて、より住民の生活に身近な選挙区の設定であつたり実態に即した選挙区の設定が可能になる、そういった意味で、住民の声がより県政に伝わりやすくなるのではないかと、そのように考えているところでございます。

○玉城委員 やはり、住民の声が伝わりやすくなるということ、大きな眼目であるということは疑いの余地はないところであります。

では、今回、県が条例によつて区割りができるというふうになつた場合に、ここからはいろいろな想定も含めての質問になるかと思ひますが、人口が議員一人当たりに達していない町村が飛び地で合区することは可能でしょうか。

○うえの議員 本改正案におきましては、選挙区につきましては、一の市の区域、あるいは一の市の区域と隣接する町村の区域を合わせた区域、それから隣接する町村の区域を合わせた区域のいずれかによるということの基本としておりますので、今委員御指摘のような飛び地につきまして、新たな選挙区を設定するということはできないわけでございます。

ただ、現行、分断されているような場合について、それを維持しようという場合については、経過措置として、現状維持を可能としているところでございます。

○玉城委員 実は、私の選挙区を例にとりまして、国頭郡区というところがございます。この国頭郡区が二町九村あるわけですね。間に名護市がありまして、そしてうるま市、沖縄市というふうにあるんですが、この二町九村のうち、実は三

つは離島で、一島一村になつております。

そういう関係から考えますと、こういうふうな郡区の区割りが見直しされるということは、その郡区をさらに区割りすることによつて、周辺市町村との協力になるか、あるいは、その地域の特性を生かした、そういう声が行政あるいは議会に反映されるような県議会議員選挙になれば、地域住民の皆さんの関心も今以上に高くなつていくのではないかとと思ひます。

ここで質問ですが、例えば、交通手段あるいは地理的条件、この場合は地続きの場合を想定していただきたいと思います。この地理的条件というのは、面積の広さもそうですが、施設の公共性、みんなで使える施設はやはりみんなで作るということ、それから維持をするということ、それから、当然ですが住民サービスの共通性、そういうことを考えると、交通手段や地理的条件などを考慮した場合には、県議会の議員定数を変更しない範囲において合区することは可能でしょうか。

○うえの議員 御案内のとおりでございしますが、今回の改正案につきましては、選挙区設定のルールを定めさせていただくものでございまして、定数については特に変更するものではございません。

御案内のとおり、本改正案では、都道府県議会議員の選挙区につきましては、定数の増減とは関係なく、一の市の区域等々の三つのパターンを基本として条例で定めるといふこととさせていただきます。

でございますので、合区に関しましては、基本的には定数の増減とはまた別の議論として御理解をいただきたいというふうな思つていらっしゃるかとと思ひます。

○玉城委員 ありがとうございます。

今度は、沖縄は離島もありますので、その離島を踏まえた選挙区の区割りについてぜひ御質問をいたしたいと思ひます。

島、県都は那覇市でございまして。那覇市は十一の議員の定数がありますが、その那覇市から離れたところではあるんですが、久米島が、二町が合併して、今、久米島町という一つの島、一つの町になつていらっしゃるんですね。

この久米島町は、実は島尻郡区になつておりまして、那覇と一緒の選挙区ではございません。ところが、他方、沖縄本島の国頭郡、私の選挙区に伊平屋島、伊是名島というところがあるんですが、ここは実は島尻郡区なんです。選挙は国頭郡区と一緒に行政しております。ですから、非常に不思議なところがあるか、そういうことが考慮されているのかなというふうに思ふんです。

実は、この久米島の皆さんの多くの方々は那覇市に出ておられて、久米島の郷友会の方々がよく那覇市に今住まいを持っていらつしやるといふこともあつて、久米島の方々は、ぜひ、島尻郡区ではなくて那覇市と選挙区を合併させて、議員の定数は変えなくても、より多く島の人たちが住まいを構えている地域と一緒に選挙ができれば非常にありがたいという声がこれまでもございまして。

そこで、先ほどは地続きで話をさせていただいたんですが、今度は、交通手段や地勢的な条件の海域等を隔てて、それらを考慮して、議会の定数を変更しない場合に、この区域を合わせるといふことは可能でしょうか。

○うえの議員 いろいろな実例があるということをお紹介いただきまして、ありがとうございます。

沖縄県の例につきまして特段言及をするわけではございませんが、一般論といたしまして、海域を越えている島部の市町村につきましても、交通手段あるいは地勢的な条件等々を考慮いたしまして、常識の範囲であれば、陸部と申しますか本島になるんではどうかの市町村やほかの島部の市町村と隣接しているというふうな判断ができる場合もあるかと思ひますので、そこはそれぞれの実態に応じて各都道府県なりに御判断をいただける

ものだと思っています。

○玉城委員 ありがとうございます。

まさに、都道府県がそれぞれの地域の皆さんの暮らしあるいはその利便性においてこれからは話し合って決めていくことができるというのは、今回の法改正は、実は、まれに見るといいますか画期的といえますか、私たちから見ると、本当にこういうふうな公選法がより多くの住民の声を反映させていくということであれば、衆議院、参議院におけるそれぞれの選挙区制度の問題に関しても、やはり忌憚のない意見を寄せて、そこで党利党略を超えた、この委員会あるいはまた各党協議会なども、闊達に議論をしていくそういう場として醸成できるのではないかとというふうに思う次第であります。

最後に、ではあと一つ、これもまた今回の公選法の一部改正ではできないのかもしれないんですが、こういうふうなこともまたこれからの課題としてぜひ考えていただきたいということで、質問したいと思います。

人口が減少している地域、山間部、あるいは離島もそうなんですが、高齢化が著しい地区などの住民意見を議会に反映させるために、例えば、議員一人当たりの人口に達している市の市域の選挙区を今度は区割りして、その選挙区、市区の持っている定数の範囲内で特定地域と合わせて選挙区をつくるということは可能でしょうか。

○うえの議員 現行といいますが、この改正案におきましても、一般の市の区域を分割して選挙区設定をするということはできないものとしております。

ただ、今後、今御指摘のあったような議論というのは十分にあり得るだろうというふうに思っております。そうした意味合いも含めまして、本改正案の附則第四条におきましては、検討事項というふうな項目を起こさせていただいてるところでございます。

ただ一方で、それぞれの市の都道府県議会議員選挙の大原則といえますか、地域代表制というよ

うな意味合いも当然あるわけでございますから、今後、その点も含めたより慎重な議論、検討というのが必要だろうというふうに思っています。以上です。

○玉城委員 真摯な御答弁、ありがとうございます。以上で質問を終わらせていただきます。ニ

○保岡委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○保岡委員長 これより討論に入ります。

討論の申し出がありますので、これを許します。佐々木憲昭君。

○佐々木憲昭委員 私は、日本共産党を代表して、都道府県議会議員の選挙区に係る公職選挙法の一部改正案に対し、討論を行います。

現在、地勢的にも巨大な市が誕生し、面積は大きいが過疎化のため人口が減少したり、一郡一町村の自治体がふえたり、単独で選挙区を維持できず近隣市に合区されるなど、人口が少ない地域から代表を選出できない状況が生じています。また、都市部と過疎地の人口格差が大きな県では、都市部は十人以上の大選挙区になる一方、過疎地は一人区というように、小選挙区と大選挙区が混合している県もあります。

本案は、郡市による選挙区設定がいびつになっている現状を解消しようというものであります。しかし、そもその根本問題は、市町村合併と議員定数削減にあります。

市町村合併について、我が党はこれまで、住民と行政が遠くなる、パイプが細くなるなど、住民サービスの低下、弊害について批判してまいりました。本案のように、市町村合併が進んだことに選挙区を合わせようというやり方には同意できません。

また、現在、合併していない自治体、合併を拒否してきた自治体も、選挙区の合区を促進すること、市町村合併の方向に行かざるを得なくなる

のではないかと危惧しております。

地方自治にとって、住民の意思を自治体に反映させることは極めて重要であります。その中心的役割を果たすのが地方議員です。都道府県議員は、地域代表としての役割もあります。選挙区を広げること、住民との関係を希薄にし、地域代表としての都道府県議会議員の性格を否定することにつながりかねません。これに議員定数削減が加われば、地域代表の役割に逆行することにもなります。

この間、都道府県議会議員の定数は大幅に削減されてまいりました。また、二〇一一年の地方自治法改正によって、少なくとも自治体の議員定数の目安となっていた法定上限を撤廃したことで、歯どめのない削減に拍車をかけることになっております。

一定の議員定数があつてこそ多様な意見を議会に反映することができるのであり、議員定数削減は、地方自治の面から見ても問題があります。

さらに、現在、都道府県議会の選挙区で死に票が多く、民意が正確に議会に反映されない一人区がふえていることは問題です。今後、選挙区割り策定する過程で、議員定数削減を加速し、それと相まって一人区がますますふえることが懸念されます。

民主主義の根幹である選挙は、議会に民意が正確に反映されることを基本に考えるべきであります。憲法のうたう地方自治に基づき、一定の原理的な考え、議員定数削減に歯どめをかけるようなルールを設けるべきであります。

以上、本案には問題があり、賛同できないことを述べまして、私の討論を終わります。

○保岡委員長 これにて討論は終局いたしました。

○保岡委員長 第百八十三回国会、逢沢一郎君外五名提出、公職選挙法の一部を改正する法律案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○保岡委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○保岡委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○保岡委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後二時四十二分散会

公職選挙法の一部を改正する法律案
公職選挙法の一部を改正する法律
公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「都市の区域による」を「一の市の区域、一の市の区域と隣接する町村の区域を合わせた区域又は隣接する町村の区域を合わせた区域のいずれかによることを基本とし、条例で定める」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の選挙区は、その人口が当該都道府県の人口を当該都道府県の議会の議員の定数をもつて除して得た数(以下この条において「議員一人当たりの人口」という。)の半数以上になるようにしなければならない。この場合において、一の市の区域の人口が議員一人当たりの人口の半数に達しないときは、隣接する他の市町村の区域と合わせて一選挙区を設けるものとする。

第十五条第三項中「第一項を」の市に、「議員一人当たりの人口」を「議員一人当たりの人口」に改め、「条例で」を削り、「都市」を「市町村」に、「合せて」を「合わせて」に改め、同条第四項を次の

第二類第二号 政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会議録第三号 平成二十五年十一月十四日

ように改める。

4 一の町村の区域の人口が議員一人当たりの人口の半数以上であるときは、当該町村の区域をもつて一選挙区とすることができる。

第十五条第五項中「の郡市」を「市町村(地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)にあつては、区。以下この項において同じ。)」に、「第一項から第三項まで」を「前各項」に改め、「(前項の規定の適用がある場合を含む。)」を削り、「を郡市」を「市町村」に改め、同条第六項ただし書中「但し、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)」を「ただし、指定都市」に改め、同条第七項中「第二項、第三項」を「第一項から第四項まで」に改め、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項の次に次の一項を加える。

9 指定都市に対し第一項から第三項までの規定を適用する場合における市の区域(市町村の区域に係るものを含む)は、当該指定都市の区域を二以上の区域に分けた区域とする。この場合において、当該指定都市の区域を分けるに当たっては、第五項の場合を除き、区の区域を分割しないものとする。

第十五条の二第四項中「郡市」を「市町村」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年三月一日から施行する。

(適用区分)

第二条 この法律による改正後の公職選挙法(以下「新法」という。)の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後初めてその期日を告示される都道府県の議会の議員の一般選挙から適用し、施行日以後初めてその期日を告示される都道府県の議会の議員の一般選挙の告示

の日の前日までにその期日を告示される選挙については、なお従前の例による。

(経過措置)

第三条 新法第十五条第一項の規定にかかわらず、施行日の前日における都道府県の議会の議員の選挙区で隣接していない町村の区域を含むものがあるときは、当該選挙区の区域をもつて、一の選挙区とすることができる。ただし、当該選挙区に係る区域の変更が行われた場合は、この限りでない。

(検討)

第四条 都道府県の議会の議員の選挙区の在り方については、この法律の施行後の状況を勘案し、地域の実情や都道府県の自主性に配慮する観点から必要な検討が加えられるものとする。

(市町村の合併の特例に関する法律の一部改正) 第五条 市町村の合併の特例に関する法律(平成十六年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項中「より郡市の区域の変更を生ずる場合において、」を「際して」に、「属していた郡市」を「属していた選挙区」に改め、「の区の区域」の下に「が従前属していた選挙区の区域」を加え、同条第二項中「郡市」を「選挙区」に改める。

理 由

都道府県の議会の議員の選挙区について、郡の存在意義が大きく変質している現状等に鑑み、一定の要件の下で、市町村を単位として条例で選挙区を定めることができるようにするとともに、指定都市の区域においては、二以上の区域に分けた区域を選挙区の単位とする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。